

総務大臣
村上誠一郎 殿

統計委員会委員長
椿 広 計

諮問第189号の答申
令和7年国勢調査に係る匿名データの作成について

本委員会は、諮問第189号による令和7年国勢調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

諮問第189号「令和7年国勢調査に係る匿名データの作成について」（以下「本計画」という。）は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、調査回答者の匿名性及び学術研究や高等教育における有用性が確保されるものと認められることから、本計画で令和7年国勢調査の匿名データを作成することは、適当である。

2 理由等

(1) 本計画の概要

国勢調査については、これまで、平成12年、17年、22年、27年及び令和2年をそれぞれ対象とする調査の匿名データを作成しており、本計画では、新たに令和7年調査の匿名データを作成するものである。この匿名データの元となる統計調査の調査事項について、前回調査（令和2年調査）からの変更内容は、下表のとおりである。ただし、設問内容については、変更されない。

表 調査事項の変更内容

調査事項	変更内容
・現在の住居における居住期間 ・5年前の住居の所在地	大規模調査年の調査事項とされていたが、簡易調査年も含めて把握（令和7年調査は簡易調査）
・世帯の種類 ・住宅の建て方	調査員記入項目から報告者の回答事項に変更

(2) 各調査事項の匿名化处理

本計画は、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年9月17日統計委員会決定）の「匿名データの作成に係る匿名化处理基準」の匿名化处理が令和7年国勢調査の各調査事項に対応することが統計研究研修所において検証されており、作成される匿名データの匿名性及び有用性が確保されることから、適当である。